

一般事業主行動計画書

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるように次のように行動計画を策定します。

1、計画期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間

目標 1 育児、介護休業法に基づく育児休業や時間外労働、深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

<対策>

平成30年4月～

社内メール及び掲示板（Web）に育児・介護休業法に基づく諸制度等を掲載して周知に努めたい

自社ホームページに掲載

目標 2 出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施

<対策>

平成30年4月～

就業規則等関連諸規定の改訂を検討し出産や子育てによる退職者が職場復帰を希望される場合は特段の理由がない限り優先して再採用を行うことを明記する

目標 3 所定外労働の削減のための措置の実施

<対策>

平成30年4月～

各部署ごとに所定外労働の発生原因の分析を行いノー残業デーの実施日を設定する

計画によりノー残業デーを実施

社内メール(Web)や掲示板にて周知、啓発を実施

目標 4 平成33年3月までに年間年次有休休暇の取得率60%以上とする

<対策>

平成30年4月～

過去2年間の実態調査

現状の取得状況を社員向け掲示板（Web）等を利用し取得結果の報告

年次の取得状況を報告すると計画書提出、同時に達成出来ない部署については原因など部課長を交えて検討し取得率アップへ向け対策を講じていく